平成二十二年三月三十一日

|賀県知事 古 川

佐

康

佐賀県規則第二十号

佐賀県立産業技術学院管理規則 \mathcal{O} 部を改正する規則

佐 賀県 立産業技 術学院管 [理規則 (昭 和三十五年佐 賀県 規則第四十三号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第三条 \mathcal{O} 総務開 発課 \mathcal{O} 分掌事務中第九号を第十号と 第八号を第九号とし、

第七号を第八号とし、 第六号の次に次 \mathcal{O} 一号を加える。

七 委託訓練の実施に関すること。

第四条中第九号を第十 一号とし、 同号の 前 に 次 0 一号を加 える。

条例第三条第二項 \mathcal{O} 規定に よる授業料 \mathcal{O} 減免 に関すること。

第四条中第八号を第九号とし、 第五号か ら第七号までを一号ずつ 繰 り下げ、

第四号の次に次の一号を加える。

五 職員 の時間 外勤務代休時間 の指定に . 関す る こ

第九 条 中 「第一号様式による」 を 「別に 定め る に改め る。

第十一条中 「第二号様式」 を 第 一号様式」 に改 が る。

第十三条中 「第三号様式」 を 「第二号様 式 に改 \otimes る。

第十六条第二項中 「第四号様式」 を「第三号様式」 に改 \otimes

第 号様式を削 り、 第二号様式を第 号様式とし、 第三号様式を第二号様式

とし、第四号様式を第三号様式とする。

附則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 規則は、 平成二十二年四 月 日 か ら施 %行する。

(経過措置)

2

よる用紙は、当該用紙が残存する間、